

# 国立大学法人徳島大学談合情報対応マニュアル

平成16年 4月 1日  
施設マネジメント部長制定  
改正 平成19年 5月 9日

## 第1 一般原則

### 1 情報の確認及び通報

入札に付そうとする工事について入札談合に関する情報があった場合には、可能な限り当該情報提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の庶務を所掌する施設マネジメント部施設企画課（以下「事務局」という。）へ通報すること。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、事務局へ通報するものとする。

### 2 報告

事務局は、1により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を報告書にまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も、報道に基づき報告書（別記様式第1）をまとめ、報告を行うこと。

### 3 委員会の招集及び審議

委員会は、2により事務局からの報告を受けた場合、当該情報の信憑性及び第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

### 4 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえて第2以下の手続によることとした情報（以下「談合情報」という。）については、手続きの各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

### 5 文部科学省への連絡

委員会は、談合情報を把握した場合、談合情報への対応について速やかに文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室（以下「契約情報室」という。）へ別紙様式第1により連絡すること。また、第2に定める対応をとった場合には、各段階において速やかに契約情報室に連絡すること。

## 6 入札監視委員会への報告

談合情報とその対応については、入札監視委員会へ適宜報告すること。

## 7 報道機関等との対応

報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、委員会の議を得て施設マネジメント部長が対応すること。また、談合情報については、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会に通報している旨を明らかにすること。（報道機関等との対応については、公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意するものであるから、発注者側より積極的に談合情報を公表するものではない。）

## 第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次に従い対応すること。

なお、詳細な手順等は、第3に従い行うこと。

### 1 入札執行前に談合情報を把握した場合

#### (1) 公正取引委員会への通報

談合情報の提供があった旨を直ちに公正取引委員会へ別記様式第1により通報すること。なお、追加談合情報、入札の廃止の決定又は入札の無効の決定等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

#### (2) 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有するもの又はそれに準ずる者とする。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

#### (3) 談合の事情があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、国立大学法人徳島大学競争加入者心得について第三十一を適用し、入札の執行を延期し、又はこれを廃止するものとする。また、公正取引委員会へ速やかに通報すること。入札の執行を延期した場合で、工事費内訳書及び入札書が提出されていた場合、それらを保管するとともに、入札を廃止した場合は、別記様式第2の3により公正取引委員会への通報に併せてそれらの写しを提出すること。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

- ① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。また、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付すること。
- ② この場合、全ての入札参加者に対して、第一回の入札に際し工事費内訳書を提出するよう要請すること。  
ただし、工事費内訳書の提出を求めることとしていない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注者の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提出を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。
- ③ 入札には、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックすること。
- ④ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、(3)により対応すること。
- ⑤ 入札終了後に、入札調書又は入札結果一覧表（以下「入札調書等」という。）の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(5) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として(2)以下に従い対応すること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に関覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続きによることが適切か否かを第1の3により判断すること。

(1) 契約締結以前の場合

① 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ別紙様式第1により通報し、併せて入札調書等の写しを送付すること。なお、追加談合情報または入札の無効の決定等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

② 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、

当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

③ 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、国立大学法人徳島大学競争加入者心得第三十二の十一号を適用し、入札を無効とすること。

また、その旨を別記様式第2の3により、公正取引委員会へ速やかに通報すること。

④ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。

また、誓約書の写し及び入札調書等の写しを公正取引委員会へ送付すること。

⑤ 文部科学省への連絡

①から④までの対応をとった場合は、各段階において速やかに契約情報室まで連絡すること。

(2) 契約締結後の場合

① 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ別記様式第1により通報し、併せて入札調書等の写しを送付すること。なお、追加談合情報等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

② 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

なお、事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合は、その旨を別記様式第2の3により公正取引委員会へ速やかに通報すること。

③ 文部科学省への連絡

①及び②の対応をとった場合は、各段階において速やかに契約情報室まで連絡すること。

第3 個別手続きの手順等

第2に定める事情聴取の手続きにおいては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

委員会は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記様式第1の報告書にまとめること。

2 公正取引委員会への通報等

- (1) 公正取引委員会への通報等は、別記様式第2により行うこと。
- (2) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所第一審査課である。また、地方事務所の管轄区域に注意すること。
- (3) その後の調査結果に関する公正取引委員会への通報等は、別記様式第2の2を参考とすること。また、事情聴取から入札までの手続き等を引き続いて行う場合又は事情聴取した全ての業者が談合の疑いを否定した場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。なお、追加談合情報、入札の廃止の決定又は入札の無効の決定等があった場合は、公正取引委員会への通報に併せて、手続きの各段階において、事情聴取書及び工事費内訳書、入札書の写し等を送付すること。  
また、入札の廃止の決定又は入札の無効の決定があった場合は、別記様式第2の3により、公正取引委員会への通知を行うこと。  
なお、通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料の範囲内での確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。
- (4) 公正取引委員会への通報等の後に、公正取引委員会より協力要請があった場合は、事務局を窓口として可能な限り協力すること。
- (5) 一度提出した入札書については、返還しない旨、全ての入札参加者にあらかじめ周知すること。

### 3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、委員会の複数の委員により行うこと。
- (2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別紙1を参考とした事情聴取項目を通知した上、一者ずつ施設マネジメント部会議室に呼び出し、聞き取りを行うこと。
- (3) 聴取結果については、別記様式第3により事情聴取書を作成すること。

### 4 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、別紙2を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。
- (2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の

注意を促す場合は、別紙三を参考として注意事項を読み上げること。

- (3) 誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の3第1項若しくは第2項違反があったと認められる時は、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置すること。

#### 5 工事費内訳書の提出

工事費内訳書の提出に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、第一回の入札において、全入札者が入札書を提出した後に、積算担当者が、工事費内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックし、開札すること。

なお、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができる。

#### 6 設計・コンサルティング業務の入札に係る談合情報への対応

本通知の規定は、設計・コンサルティング業務の入札に係る談合情報について準用する。

#### 附 則

この談合情報対応マニュアルは、平成16年4月1日から実施する。

#### 附 則

この談合情報対応マニュアルは、平成19年5月9日から実施する